

議案第48号

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年2月24日

鳥取県知事 片山善博

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）を当該移動別表細目に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下

線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前																
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）																
<table border="1"><thead><tr><th>事 務</th><th>市町村等</th></tr></thead><tbody><tr><td>1及び1の2 略</td><td></td></tr><tr><td>1の3 地方自治法に基づく事務のうち、 次に掲げるもの (1)及び(2) 略</td><td>各市、岩美郡岩 美町、八頭郡若 桜町及び八頭町、 東伯郡の町(北 条町を除く。) 並びに西伯郡の <u>町村</u></td></tr><tr><td>1の4 地方自治法に基づく事務のうち、 次に掲げるもの</td><td><u>各市町村</u></td></tr></tbody></table>	事 務	市町村等	1及び1の2 略		1の3 地方自治法に基づく事務のうち、 次に掲げるもの (1)及び(2) 略	各市、岩美郡岩 美町、八頭郡若 桜町及び八頭町、 東伯郡の町(北 条町を除く。) 並びに西伯郡の <u>町村</u>	1の4 地方自治法に基づく事務のうち、 次に掲げるもの	<u>各市町村</u>	<table border="1"><thead><tr><th>事 務</th><th>市町村等</th></tr></thead><tbody><tr><td>1及び1の2 略</td><td></td></tr><tr><td>1の3 地方自治法に基づく事務のうち、 次に掲げるもの (1)及び(2) 略</td><td>各市、岩美郡岩 美町、八頭郡若 桜町及び八頭町、 東伯郡の町(北 条町を除く。) 並びに西伯郡<u>大 山町、南部町及 び伯耆町</u></td></tr><tr><td>1の4 地方自治法に基づく事務のうち、 次に掲げるもの</td><td><u>各市、岩美郡の 町、八頭郡の町、</u></td></tr></tbody></table>	事 務	市町村等	1及び1の2 略		1の3 地方自治法に基づく事務のうち、 次に掲げるもの (1)及び(2) 略	各市、岩美郡岩 美町、八頭郡若 桜町及び八頭町、 東伯郡の町(北 条町を除く。) 並びに西伯郡 <u>大 山町、南部町及 び伯耆町</u>	1の4 地方自治法に基づく事務のうち、 次に掲げるもの	<u>各市、岩美郡の 町、八頭郡の町、</u>
事 務	市町村等																
1及び1の2 略																	
1の3 地方自治法に基づく事務のうち、 次に掲げるもの (1)及び(2) 略	各市、岩美郡岩 美町、八頭郡若 桜町及び八頭町、 東伯郡の町(北 条町を除く。) 並びに西伯郡の <u>町村</u>																
1の4 地方自治法に基づく事務のうち、 次に掲げるもの	<u>各市町村</u>																
事 務	市町村等																
1及び1の2 略																	
1の3 地方自治法に基づく事務のうち、 次に掲げるもの (1)及び(2) 略	各市、岩美郡岩 美町、八頭郡若 桜町及び八頭町、 東伯郡の町(北 条町を除く。) 並びに西伯郡 <u>大 山町、南部町及 び伯耆町</u>																
1の4 地方自治法に基づく事務のうち、 次に掲げるもの	<u>各市、岩美郡の 町、八頭郡の町、</u>																

(1)及び(2) 略		(1)及び(2) 略	<u>東伯郡の町、西 伯郡の町及び日 野郡の町</u>
1の5～8 略		1の5～8 略	
8の2 原子爆弾被爆者に対する援護に 関する法律（平成6年法律第117号） に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)及び(2) 略	鳥取市、 <u>境港市、</u> 八頭郡智頭町及 び八頭町並びに 東伯郡大栄町及 び湯梨浜町	8の2 原子爆弾被爆者に対する援護に 関する法律（平成6年法律第117号） に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)及び(2) 略	鳥取市、八頭郡 智頭町及び八頭 町並びに東伯郡 大栄町及び湯梨 浜町
8の3 原子爆弾被爆者に対する援護に 関する法律施行令（平成7年政令第26 号）に基づく事務のうち、次に掲げる もの (1)～(3) 略	鳥取市、 <u>境港市、</u> 八頭郡智頭町及 び八頭町並びに 東伯郡大栄町及 び湯梨浜町	8の3 原子爆弾被爆者に対する援護に 関する法律施行令（平成7年政令第26 号）に基づく事務のうち、次に掲げる もの (1)～(3) 略	鳥取市、八頭郡 智頭町及び八頭 町並びに東伯郡 大栄町及び湯梨 浜町
8の4 原子爆弾被爆者に対する援護に 関する法律施行規則（平成7年厚生省 令第33号）に基づく事務のうち、次に 掲げるもの (1)～(3) 略	鳥取市、 <u>境港市、</u> 八頭郡智頭町及 び八頭町並びに 東伯郡大栄町及 び湯梨浜町	8の4 原子爆弾被爆者に対する援護に 関する法律施行規則（平成7年厚生省 令第33号）に基づく事務のうち、次に 掲げるもの (1)～(3) 略	鳥取市、八頭郡 智頭町及び八頭 町並びに東伯郡 大栄町及び湯梨 浜町

	9～24の3 略		9～24の3 略	
	24の4 農地法（昭和27年法律第229号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(3) 略	鳥取市、倉吉市、 岩美郡 <u>岩美町</u> 、 八頭郡の町並び に東伯郡三朝町 及び湯梨浜町	24の4 農地法（昭和27年法律第229号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(3) 略	鳥取市、倉吉市、 岩美郡 <u>の町</u> 、八 頭郡の町並びに 東伯郡三朝町及 び湯梨浜町
	24の5～31 略		24の5～31 略	
		32 国有財産法施行令（昭和23年政令第 246号）第6条第2項の規定により 処理することとされている国有財産法 (昭和23年法律第73号)に基づく事務 のうち、公共用財産の管理に関する特 別の法律の適用がない国土交通大臣の 所管に属する国有財産に係る事務で次 に掲げるもの (1) 第8条第1項の規定による行政 財産の用途を廃止した場合における 財務大臣への引継ぎのうち面積が 10,000平方メートル以下の土地に係 るもの (2) 第31条の2第1項の規定による 他人の土地への立入り	各市町村	

- | | | | |
|---|---|---|------|
| | | (3) 第31条の2第2項の規定による通知及び公告
(4) 第31条の3第1項の規定による通知及び協議の要求
(5) 第31条の3第3項の規定による境界の確定
(6) 第31条の4第1項の規定による境界の確定の調査
(7) 第31条の4第2項の規定による境界の確定
(8) 第31条の4第5項の規定による通知及び公告
(9) 第31条の5第1項の規定による通知の受理
(10) 第31条の5第3項の規定による通知及び公告 | |
| | 33 不動産登記法（明治32年法律第24号）
第30条の規定による登記の嘱託のうち、32の項に規定する事務に係るもの | 各市町村 | |
| 32 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）
第7条第2項から第4項までの規定による広告物等の除却及び第8条第 | 各市町村 | 34 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）
第7条第2項から第4項までの規定による広告物等の除却及び第8条第 | 各市町村 |

1項から第4項までの規定による除却した広告物等の保管、売却又は廃棄(平成10年4月1日前に鳥取県屋外広告物条例に違反していた広告物等に係るものを除く。 <u>33の項(4)及び(5)</u> において同じ。)		1項から第4項までの規定による除却した広告物等の保管、売却又は廃棄(平成10年4月1日前に鳥取県屋外広告物条例に違反していた広告物等に係るものを除く。 <u>35の項(4)及び(5)</u> において同じ。)	
<u>33</u> 略		<u>35</u> 略	
<u>34</u> 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(11) 略	鳥取市、米子市 及び倉吉市	<u>35の2</u> 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(11) 略	鳥取市及び倉吉市
<u>34の2</u> 略		<u>35の3</u> 略	
<u>35</u> 略		<u>35の4</u> 略	
36～48 略		36～48 略	

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた申請等に対する改正後の鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）別表1の3の項、1の4の項、8の2の項から8の4の項まで及び34の項に掲げる認可等の处分その他の行為（以下「移譲事務」という。）については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に知事又はその委任を受けた者がした移譲事務は、新条例第2条の規定により事務を処理する市又は村のした移譲事務とみなす。前項の規定により知事又はその委任を受けた者がする移譲事務についても、同様とする。